

「やまが観光応援クーポン」取扱店を募集します

新型コロナウイルス感染症等の影響で減少した観光消費の回復を図るため、山鹿市内の宿泊者に対し、山鹿市内の店舗・施設で利用できるクーポン券（一人あたり休日1,000円、平日2,000円）を進呈します。

このクーポン券が利用できる取扱店を下記により募集しますので、是非お申込みください。

記

1 募集事業者

山鹿市内に事業所又は店舗がある事業者で、「別添要綱」に規定する応募資格に該当するもの

2 募集期間

【第1次募集】令和5年7月14日（金）～令和5年8月8日（火）
以降、令和5年10月13日（金）まで、随時募集します。

3 申込先

（一社）山鹿温泉観光協会 （住所：山鹿市中央通510-2）
午前9時～午後6時の間、受け付けます。

4 申込方法

「やまが観光応援クーポン取扱店登録申請書」（様式1）を前記申込先窓口にご提出ください。申請内容の確認後、取扱店を示すポスターをお渡しします。

5 その他

詳細は、「やまが観光応援クーポン取扱店募集要綱」をご参照ください。

6 問い合わせ先

＜やまが観光応援事業実行委員会＞

（一社）山鹿温泉観光協会 電話：43-2952

以上

「やまが観光応援クーポン」取扱店募集要綱

やまが観光応援事業実行委員会では、新型コロナウイルス等の影響で減少した観光消費の回復を図るため、山鹿市の協力を受けて「やまが観光応援クーポン」を発行します。このクーポン券が使用できる取扱店を下記により募集します。

記

- 1 クーポン券名
やまが観光応援クーポン（紙クーポン、券種は1,000円券のみ）
- 2 発行者
やまが観光応援事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）
- 3 実施内容
山鹿市内に宿泊された方に対して、山鹿市内の店舗・施設で利用できるクーポン券（1人1泊あたり平日2,000円分、休日1,000円分）を配付する。
 - （1）クーポン発行総額
6,000万円（1,000円券×6万枚を発行）
 - （2）実施期間
令和5年9月1日（金）から配付開始 ※クーポン券が無くなり次第終了
 - （3）クーポン利用者
山鹿市内に宿泊された方（1人1泊あたりの宿泊料金が5,000円以上等の条件あり）
 - （4）クーポン配付場所
実行委員会の登録を受けた山鹿市内の宿泊施設にて、チェックイン時に配付
 - （5）利用可能期間
チェックイン日 ～ チェックアウト日
 - （6）利用可能店舗
実行委員会の登録を受けた山鹿市内の店舗・施設
※利用可能店舗の情報は、山鹿市観光サイト「山鹿探訪なび」に掲載予定
- 4 クーポン券使用の注意事項
 - （1）クーポン券は、1,000円単位で使用し、お釣りを出さないものとする。
 - （2）クーポン券は、取扱店において使用期間内に限り利用可能とする。
 - （3）クーポン券は、次のような商品・サービス等には利用できないものとする。
 - ①宿泊代金又は旅行商品の代金ならびにキャンセル料
 - ②出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
 - ③金、プラチナ、銀、有価証券、商品券（ビール券、図書券、店舗が独自に発行する商品券等）、旅行券、乗車券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - ④たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - ⑤事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
 - ⑥土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
 - ⑦現金との換金、金融機関への預け入れ

- ⑧風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（1項1号から3号を除く）に規定する営業に係る支払い
- ⑨特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑩その他このクーポン券の発行趣旨にそぐわないもの、各参加店舗が指定するもの

5 換金について

- (1) 換金期間 令和5年9月5日（火）～令和5年12月14日（木）の間、
午前9時～午後4時までの以下の各場所・曜日
- (2) 場 所 山鹿商工会議所 …… 毎週火曜日
山鹿市商工会（本所のみ） …… 毎週木曜日（11月23日を除く）
- (3) 換金期限 クーポン券の受領後、1カ月以内に行うこと（※厳守）

6 取扱店の応募資格

取扱店への応募資格は、山鹿市内に事業所又は店舗がある事業者とする。ただし、次のいずれかに該当する事業者は対象外とする。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（1項1号から3号を除く）に規定する営業を行う者
- ②特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なう者
- ③入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置等を受けている者
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係者を有している団体等
- ⑤「クーポン券の利用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う店舗等

7 取扱店募集期間

【第1次募集】令和5年7月14日（金）～8月8日（火）
※上記以降も、令和5年10月13日（金）まで随時募集

8 取扱店申込場所・受付時間

（一社）山鹿温泉観光協会 （住所：山鹿市中央通510-2）
午前9時～午後6時の間、受け付けます。

9 その他

- (1) 登録審査を経て、申請内容が応募資格を満たす場合は取扱店として登録する。なお、登録完了次第、実行委員会から取扱店を示すポスターを交付する。
- (2) 今回の「やまが観光応援クーポン事業」においては、登録負担金・換金負担金は徴収しない。
- (3) この要綱に記載のない事項又は定めのない事項に関しては、実行委員会内で協議のうえ、その対応を決定する。

<お問い合わせ先>

やまが観光応援事業実行委員会

（一社）山鹿温泉観光協会 電話：43-2952

「やまが観光応援クーポン」取扱上の注意事項

1 クーポンの取扱に係る取扱店の責務等について

- ・取扱店募集要綱の4「クーポン券使用の注意事項」に基づき、クーポン券と引換えに商品等の提供を行ってください。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守してください。
- ・取扱店であることが明確になるように、事務局支給のポスターを店舗に掲示してください。
- ・会計の際は、お客様からクーポン券を預かり、使用枚数をご確認のうえ、お受け取りください。なお、偽造等されたクーポンについては、如何なる理由でも換金請求に応じることはできませんので、クーポンを受け取る際は、偽造券の疑いがないかを必ずご確認ください。

2 クーポンの換金について

下記の換金場所・曜日をご確認のうえ、「やまが観光応援クーポン換金受領書」(様式2)と前記受領書に記入した枚数のクーポン券を添付してご提出ください。

【換金期間・曜日】

令和5年9月5日(火)～同年12月14日(木)の間、午前9時～午後4時までの下記の各場所・曜日

山鹿商工会議所(温泉プラザ山鹿3階)	毎週火曜日
山鹿市商工会(本所のみ)	毎週木曜日(11月23日を除く)

※クーポンの受取後、1カ月以内に換金いただきますようお願いいたします。

※換金請求の際は、「取扱店登録申請書」(様式1)の受付控え(コピー)を持参いただきますようお願いいたします。

※クーポンの配付は11月中旬までを想定しておりますので、換金期限は12月14日(木)までとさせていただきます。換金期間を過ぎても換金はいたしかねますので、換金漏れがございませんようご注意ください

※小切手は受理後1カ月以内に換金いただきますようお願いいたします。なお、振出小切手は金融機関により小切手持込日から現金化までに3営業日程要する場合がございますので、予めご了承ください。

※その他ご不明な点につきましては、下記にお問い合わせください。

＜やまが観光応援事業実行委員会＞

(一社)山鹿温泉観光協会 TEL 43-2952